

## 訴訟にかかるお金って？

### 争訟費用

#### 弁護士費用

訴訟に対応するために弁護士を依頼する費用で、勝訴・敗訴に関わらず、負担が発生します。

●法律相談 ●着手金 ●報酬金 ●手数料 ●顧問料 など

例えば…手続きを進めるために事件に着手するときに、**30万円**程度かかります。

例えば…法律相談でも1時間**1万円**程度になります。

### 損害賠償金

事故によっては高額な損害賠償金を請求されることがあります。

市立中学のハンドボール部の男子生徒が、夏期練習中に熱中症に罹り死亡した事故につき、指導教諭等学校側に過失があるとして国家賠償請求が認められ、4,000万円余りの損害賠償の支払いが命じられた。  
(判決日：H19.9.26)

## 訴訟費用保険からの 主な補償内容

**500万円**

[争訟費用保険金]

**3,000万円**

[損害賠償金保険金]

## 特長

### ① 業務に起因する訴訟リスクを補償 (公務員賠償責任)

地方公務員としての業務に起因して提起された「住民訴訟」「民事訴訟」であれば、言いがかり的な訴訟にも対応できます。

### ② 個人情報の漏洩にも対応 (公務員賠償責任)

個人情報を持って開示し、プライバシーの侵害として訴えられた場合なども補償します。

### ③ 退職後も安心 (公務員賠償責任)

退職後5年以内に在職中の行為に起因する訴訟が提起された場合は、退職時の保険契約で補償します。

## 訴訟ルート

### 民事訴訟

教職員がその業務遂行に起因して民法上の損害賠償請求を起こされること

### 住民訴訟

地方自治法第242条の2第1項第4号の規定により、教職員に対して損害賠償請求等をすることを、住民が地方自治体に求めること

### 想定される提訴対象

- 教職員個人 訴える側は誰に対しても、どのような理由でも提訴することが可能です。
- 管理監督責任者 仮に教職員個人が提訴された場合、言いがかり的なものであっても対応が必要です。
- 地方自治体

- 地方自治体

教職員個人による訴訟対応

地方自治体による訴訟対応

争訟費用

勝訴

和解

敗訴

国家賠償法により、地方自治体から教職員個人に求償されることがあります。

争訟費用

賠償金

和解金

が、訴訟費用保険の補償対象となります。

地方自治体による訴訟対応

訴訟の原因となった教職員個人は訴訟に補助参加し、弁解することができます。

争訟費用

勝訴

和解

敗訴

地方自治体から60日以内に教職員個人に損害賠償金が請求されます。教職員個人が請求を不服として損害賠償請求に応じない場合は、地方自治体から提訴を受けることになります。

争訟費用

賠償金

和解金

教職員については、国家賠償法があるので、訴訟費用保険は不要であると思われるかもしれませんが、一概にはそうは言えません。国家賠償法によれば、故意・重過失がなければ、教職員個人が賠償責任を負うことはありませんが、被害者は国・地方自治体のみならず民法第709条に基づき教職員個人を訴えることが可能であり、この場合、教職員個人として応訴するための弁護士費用(争訟費用)が必要になります。また、故意・重過失があった場合は、国・地方自治体から、教職員個人が求償されることがあります。

	加入日	申込締切日	申込期間
1回目	平成27年 10月1日	平成27年 6月30日	平成27年 5月～申込締切日
2回目(予定)	平成28年 4月1日	平成27年 12月25日	平成27年 11月～申込締切日

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MYG-A-14-LF-1125

契約者 全日本教職員連盟団体総合共済会

〒102-0082 東京都千代田区一番町4番地 相模屋第5ビル  
TEL: 03-3238-0599 FAX: 03-3264-3829  
E-mail: kyosai@ntfj.net URL: http://www.ntfj.net/